

事 務 連 絡
平成27年11月30日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）

保医発 1130 第1号
平成27年11月30日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

「特定保険医療材料の定義について」（平成26年3月5日保医発0305第8号）の一部を以下のとおり改正し、平成27年12月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

- 1 IIの130の(6)の②中、「大動脈弁又は僧帽弁を拡張するため」を「大動脈弁若しくは僧帽弁を拡張するため、又は経皮的動脈弁置換術における後拡張に使用するため」に改める。

(参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成 26 年 3 月 5 日保医発 0305 第 8 号) の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第 2 章第 3 部、第 4 部、第 6 部、第 9 部、第 10 部及び第 11 部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001~129 (略)</p> <p>130 心臓手術用カテーテル</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 弁拡張用カテーテル</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>狭窄した肺動脈弁、大動脈弁若しくは僧帽弁を拡張するため、又は経皮的動脈弁置換術における後拡張に使用するためのバルーンカテーテルであること。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>131~187 (略)</p> <p>III~VII (略)</p>	<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第 2 章第 3 部、第 4 部、第 6 部、第 9 部、第 10 部及び第 11 部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001~129 (略)</p> <p>130 心臓手術用カテーテル</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 弁拡張用カテーテル</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>狭窄した肺動脈弁、大動脈弁又は僧帽弁を拡張するためのバルーンカテーテルであること。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>131~187 (略)</p> <p>III~VII (略)</p>